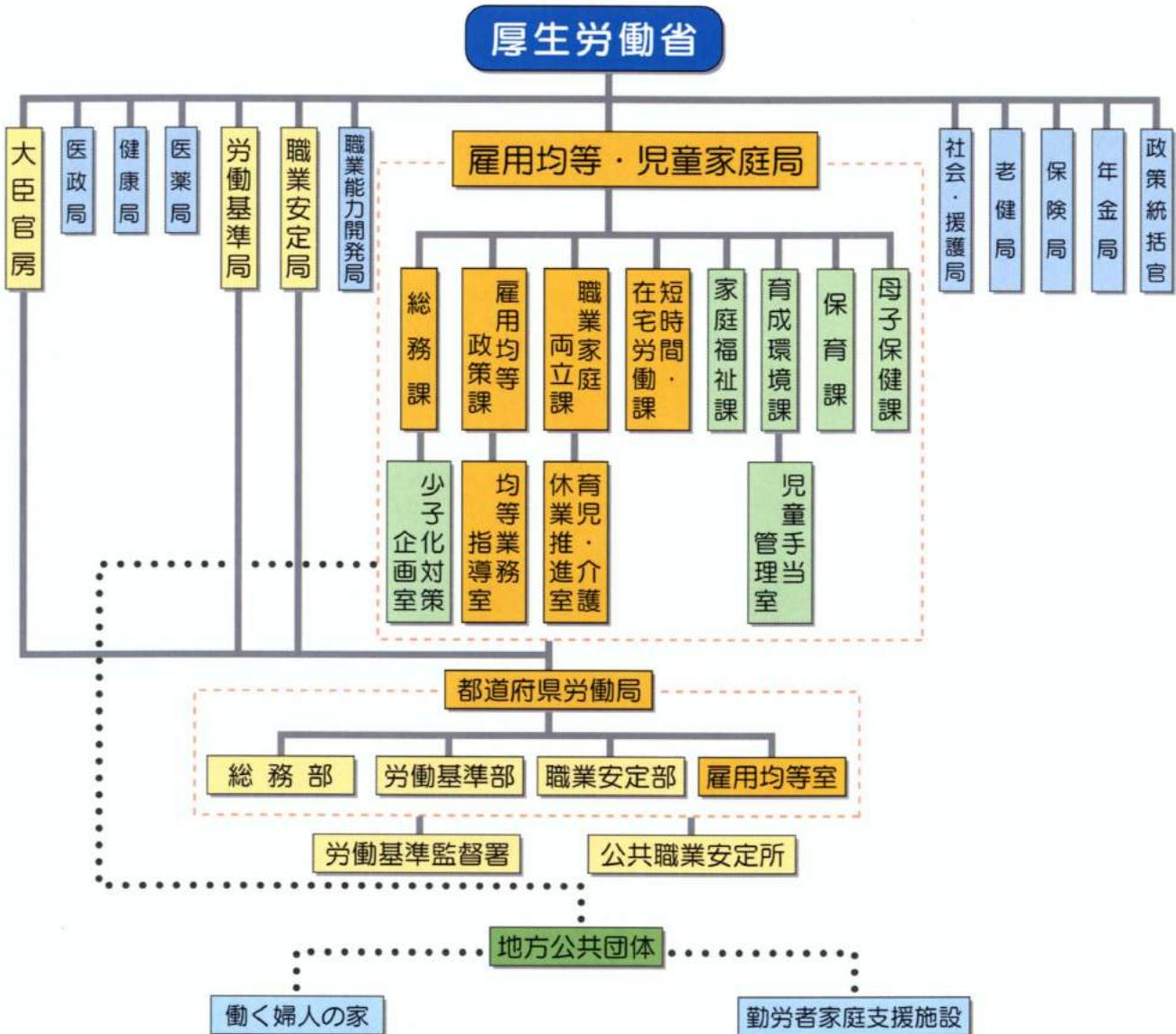




# 雇用均等行政推進体制

厚生労働省雇用均等・児童家庭局では、働く女性が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること等を目的に各種施策を展開しています。

その第一線機関として各都道府県労働局に雇用均等室が置かれており、男女雇用機会均等法をはじめとした各種法律に基づいて労働者、事業主に対する相談・指導等を行っています。



## ● 雇用均等・児童家庭局及び都道府県労働局雇用均等室の沿革 ●

- |       |       |  |
|-------|-------|--|
| 昭和22年 | 9月    | 労働省発足、婦人少年局設置                                |
| 昭和23年 | 3月    | 婦人少年局都道府県職員室を設置                              |
| 昭和27年 | 8月    | 労働省婦人少年局の地方支分部局として婦人少年室を設置(婦人少年局職員室の改組)      |
| 昭和59年 | 7月    | 婦人少年局を再編整備し婦人局を設置                            |
| 平成 9年 | 10月1日 | 婦人局を女性局に、婦人少年室を女性少年室に改称                      |
| 平成12年 | 4月1日  | 都道府県労働局の発足に伴い、女性少年室を都道府県労働局雇用均等室に改組          |
| 平成13年 | 1月6日  | 厚生労働省の発足に伴い、雇用均等・児童家庭局設置(労働省女性局と厚生省児童家庭局を統合) |

# 雇用均等室とは

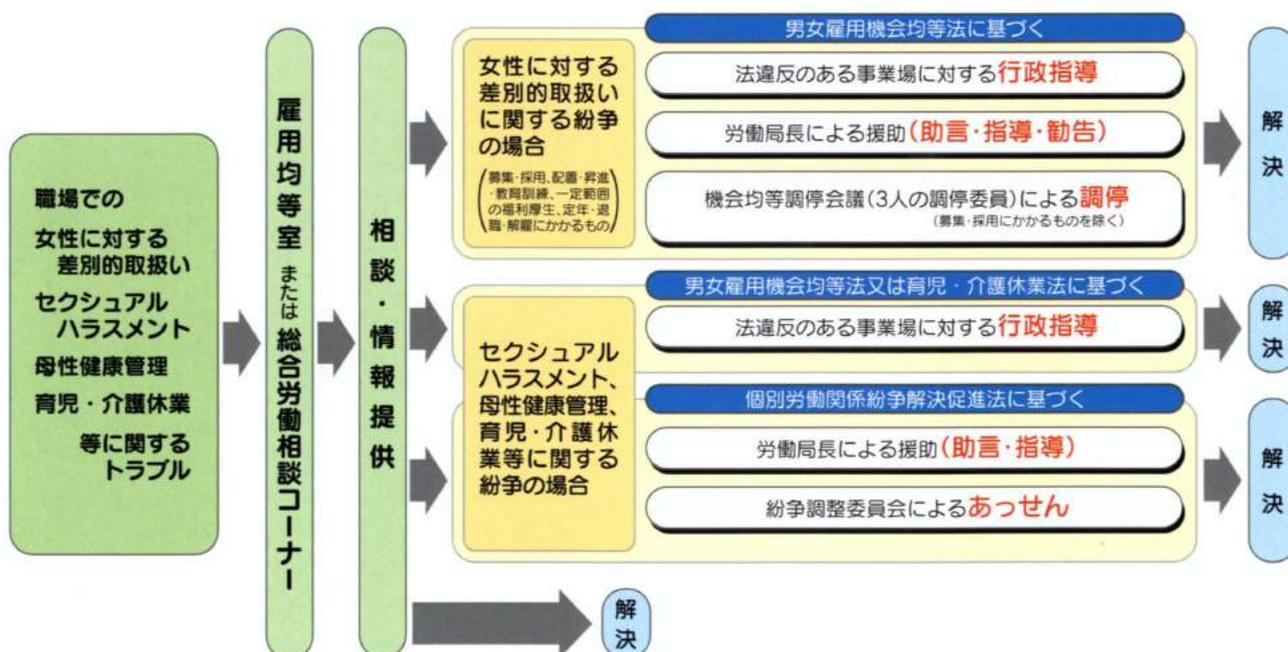
- ① 女性労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが重要です。
- ② また、少子高齢化が急速に進む中、労働者の仕事と育児・介護との両立が大きな課題となっており、中でも男女労働者とも育児・介護休業を取得しやすく、また、働きながら育児や家族の介護を行いやすい環境づくりを推進することが重要となっています。
- ③ さらに、パートタイム労働者の増加に加え、在宅ワークといった多様な就業形態が近年拡大してきており、これらの働き方が働く人の能力を有効に発揮できるものとすることも重要です。

雇用均等室は、これらの課題についての厚生労働省の施策を推進する最前線として、各都道府県労働局内に置かれており、雇用均等室長以下、雇用均等問題等に詳しい専門の職員、セクシュアルハラスメントカウンセラー、母性健康管理指導医、育児・介護休業指導員、育児両立支援職場環境整備コンサルタント、特別協助手員が配置されています。

主な業務は次の通りです。

- 法の周知・徹底
- 法に基づく行政指導
- 労働者、女子学生、事業主の方々からの法、助成金制度、トラブル等に関する相談受付
- 集団説明会、セミナー等の開催
- 労働者と事業主との間の紛争解決援助（下図を御覧ください）

## 相談から紛争解決のための指導・援助の流れ



# 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保のために

女性労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備し、職場における実質的な男女均等取扱いを実現することが重要な課題となっています。雇用の分野における男女の均等取扱いの実現を図るため、次のような対策を推進しています。

## 男女雇用機会均等法の定着のために

- ▶ 女性労働者と事業主の間の男女差別的取扱いに関する相談に対応するとともに、個別紛争の迅速な解決を図るため、都道府県労働局長による援助及び機会均等調停会議による調停を行っています。
- ▶ 職場において男女の均等取扱いが徹底されるよう、行政指導を行っています。
- ▶ 男女雇用機会均等法に対する社会一般の理解を深めるため、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、広報啓発活動を実施しています。

## 女子学生の就職問題

- ▶ 女子学生が円滑な就職活動を進められるよう、女子学生からの相談に応じるとともに、法違反企業に対しては指導を行い、男女均等な選考ルールの徹底を図っています。
- ▶ 女子学生等に対して、幅広い職業選択を促すための就職ガイドブックを作成し、意識啓発セミナー等を行っています。

## ポジティブ・アクションの促進

- ▶ 男女労働者の間に事実上生じている格差の解消を目指して、企業が進める積極的取組（ポジティブ・アクション）を促すため、人事労務担当者に対する情報提供や、セミナーの実施等を行っています。  
また、ポジティブ・アクションの取組をさらに広く普及させていくため、経営者団体と連携し「女性の活躍推進協議会」を開催しています。

## 均等推進企業表彰について

- ▶ ポジティブ・アクションを推進している企業に対し、均等推進企業表彰（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）を行っています。

## 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進

- ▶ 事業主に対して、職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策が講じられるよう、行政指導を行うとともに、専門知識を持ったカウンセラーが、女性労働者からの相談に対応しています。
- ▶ 企業を対象として具体的取組のノウハウを提供する講習会等を実施しています。

## 母性健康管理対策の推進

- ▶ 女性労働者が妊娠中及び出産後も安心して健康に働くことができるよう、男女雇用機会均等法に基づく通院休暇等の母性健康管理の措置及び労働基準法の産前産後休業や危険有害業務の就業制限等母性保護規定について、事業主、女性労働者、医師等に対し、周知徹底を図っています。
- ▶ 男女雇用機会均等法違反の企業に対し行政指導を行うとともに、医師の指導事項を事業主に的確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進しています。

第19回男女雇用機会均等月間  
あなたが変えれば、  
会社も変わる

カギはポジティブ・アクション

「私が頑張ってきたのは、女性だからといって、できないことはない、いつでも自分からやってくれた上の存在です。」

女性の管理職が  
多くなり、  
職場にも新しい風が  
吹きこまれています。

「男だから女だから」  
ではなく、  
「入りを活す  
組織環境を  
つづいています。」

女性社員の  
組織拡大によって  
社内が活性化、  
顧客からの信頼も  
獲得しました。

チームリーダーに  
女性を採用、社内会議で  
女性が積極的に  
発言するようになり、  
職場に活気が  
出てきました。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 21世紀職業財団ホームページ <http://www.jiwe.or.jp>

## 男女雇用機会均等法の概要

### 1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇について、女性に対する差別を禁止しています。

### 2 実効性を確保するための措置

紛争が生じた場合の企業内における苦情の自主的解決、都道府県労働局長による紛争解決の援助、機会均等調停会議による調停が行われます。

注) 調停は、紛争の当事者の一方からの申請により開始することが可能です。

### 3 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置

職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するための雇用管理上必要な配慮を事業主に義務づけています。

妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置を事業主に義務づけています。

※詳細は、<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-02.htm>

## 女性と仕事の未来館

▶ 女性が働くことを積極的に支援する事業を総合的に展開するための拠点施設として、東京都港区（JR田町駅より徒歩3分）に開館した「女性と仕事の未来館」において、女性の能力発揮のためのセミナー、女性起業家支援、キャリアカウンセリング等の個別相談、職業情報の提供等各種支援事業を実施しています。

▶ また、働く女性に関する図書を集めたライブラリー、近代から現代までの働く女性のあゆみを取りまとめた展示もごさいます。

是非、一度お立ち寄りください。

●開館時間 火曜～土曜 9:30～21:00 日曜 9:30～17:30

●休館日 月曜、祝日

年末年始12月29日～1月3日

●交通機関 JR山手線 田町駅より徒歩3分

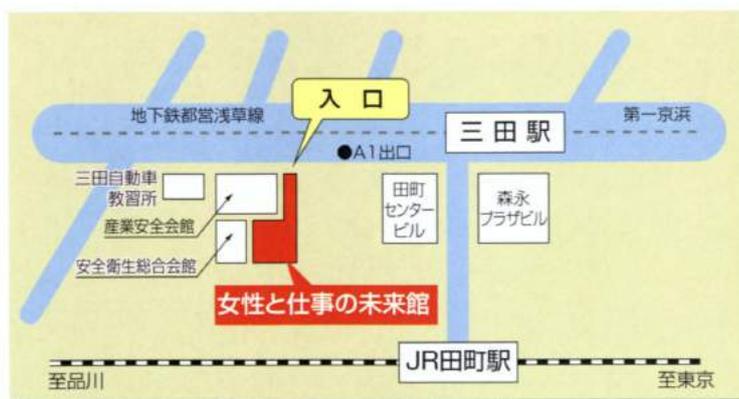
都営浅草線・三田線 三田駅A1出口より徒歩1分

●お問い合わせ先 女性と仕事の未来館

〒108-0014 東京都港区芝5-35-3

TEL 03-5444-4151(代表) FAX 03-5444-4152

URL <http://www.miraikan.go.jp>



## 仕事と育児や家族の介護との両立を図るために

少子・高齢化が進む中で、労働者が仕事と育児・介護を容易に両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにすることは大きな課題となっています。このため、その能力や経験を生かすことのできる環境を整備するために次のような対策を推進しています。

### 円滑な改正育児・介護休業法の施行のための行政指導

▶改正育児・介護休業法では、職業生活と家庭生活との両立を図るため、労働者が育児休業、介護休業、子の看護休暇等を取得できることを労働者の権利として規定するとともに、勤務時間の短縮等の措置を始めとした育児又は家族の介護を行う労働者等を支援する措置を講ずることを事業主に義務づけています。

▶雇用均等室では、改正法の周知・徹底を図るとともに、事業所において改正育児・介護休業法が遵守されるよう事業主に対し、指導を行っています。また、育児休業取得等を理由とした不利益取扱いなどについての労働者からの相談に対応し、必要に応じて事業主に対し指導を行っています。



(次世代認定マーク)

### 次世代育成支援対策の推進

▶少子化の流れを変えるため、政府は、国の基本施策として、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」を策定し、また平成16年12月には、少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的な実施計画として、「子ども・子育て応援プラン」を策定しました。

この中で掲げられている目指すべき社会としての育児休業の男女別取得率等の目標値の達成に向けて、男女ともに育児休業を取得しやすい環境の整備等の取組を推進しています。

▶また、一般事業主が、次世代育成支援対策のための一般事業主行動計画を策定し、策定した旨を都道府県労働局に届け出た上で、その行動計画を実施しなければならない次世代育成支援対策推進法が平成17年4月より全面施行となりました。

雇用均等室では、一般事業主に対し、一般行動計画の策定・届出がされるよう指導・啓発を行っています。

▶なお、一般事業主行動計画に基づき次世代育成支援対策を推進した一般事業主は、一般事業主行動計画に定めた目標を達成する等の認定基準を満たすことにより、都道府県労働局長から「認定」を受けることができます。

「認定」を受けた一般事業主は、「認定を受けた旨の表示」(次世代認定マーク)を商品や広告等につけることができます。

### 育児休業取得率等の目標値と現状

- 育児休業取得率 男性 10% (0.44%) 女性 80% (73.1%)
- 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率 25% (10.2%)

※( )内は平成15年度女性雇用管理基本調査による数値

## 仕事と家庭の両立のための環境の整備

▶ 仕事と家庭の両立について社会全般の理解を深めるため、10月を「仕事と家庭を考える月間」として全国的に広報活動を実施するほか、あらゆる機会をとらえて積極的な周知啓発活動を行っています。

▶ 仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及を促進するため、企業における「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標について、インターネット上でその進展度を診断できるファミリー・フレンドリー・サイト (<http://www.familyfriendly.jp>) の利用等による活用を進めるとともに、ファミリー・フレンドリー企業表彰（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）を行っています。

▶ 育児や家族の介護を行う労働者が安心して働き続けることができるよう、仕事と家庭を両立させやすい雇用環境の整備を行う事業主に対し、助成金を支給しています。

▶ 労働者などに対し育児、介護の各種サービスに関する相談に応じるとともに、地域の具体的な情報を電話やインターネット（フレイフレネット）により提供する「フレイフレ・テレフォン事業」を実施しています。

▶ 急な残業などの際の保育ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター（地域において育児の相互援助活動を行う会員組織）を設ける市町村に対し、補助を行っています。

また、平成17年度から民間団体等に委託し、病後児預かりや宿泊を伴う預かりなど臨時的、突発的、専門的な緊急度の高いニーズに対応する「緊急サポートネットワーク事業」を実施することとしています。

## 再就職支援の推進

▶ 育児や介護のために退職し、将来、再就職を希望する方に対し、再就職の準備に役立つ情報提供、再就職準備セミナーの開催や個別相談の実施などの支援を行っています。

## 育児・介護休業法の概要

### 1 育児休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで）、育児休業をすることができます。

### 2 介護休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業をすることができます。

### 3 子の看護休暇制度

小学校入学までの子を養育する労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得することができます。

### 4 時間外労働の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合においては、1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはなりません。

### 5 深夜業の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合においては、深夜において労働させてはなりません。

### 6 勤務時間の短縮等の措置

事業主は、1歳（子が1歳6か月に達するまで育児休業をすることができる場合にあっては、1歳6か月）に満たない子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者で育児・介護休業をしない者については、次のいずれかの措置を、1歳（子が1歳6か月に達するまで育児休業をすることができる場合にあっては、1歳6か月）から3歳に達するまでの子を養育する労働者については、育児休業に準ずる措置又は次のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ・短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、
- ・所定外労働の免除（育児のみ）、託児施設の設置運営（育児のみ）、
- ・育児・介護費用の援助措置

### 7 転勤についての配慮

事業主は、労働者の転勤については、その育児又は介護の状況に配慮しなければなりません。

※詳細は、<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/index.html>

## パートタイム労働者の雇用管理の改善のために

パートタイム労働者は近年増加しており、質的にみても就業分野の拡大等の傾向がみられるなど重要な労働力の一つとなっています。パートタイム労働を魅力ある良好な就業形態として確立するため、次のような対策を推進しています。

### パートタイム労働者と正社員との均衡処遇の推進

▶パートタイム労働者の福祉の増進を図ることを目的として、パートタイム労働法が定められています。また、この法律に基づき「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」が定められており、説明会の実施などあらゆる機会を通じて、その浸透・定着に努めています。

▶パートタイム労働者の雇用管理の改善等に積極的に取り組む中小企業事業主、事業主団体に対し、助成金を支給しています。

▶パートタイム労働者と正社員との均衡処遇に取り組む事業所にコンサルタントを派遣し具体的な助言を行う「均衡処遇推進事業」を実施しています。

## パートタイム労働法の概要

- 1 事業主は、その雇用する短時間労働者について、その就業実態、通常の労働者との均衡等を考慮して、適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善（雇用管理の改善等）を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- 2 事業主は、短時間労働者に対する雇入通知書の交付に努めるとともに、短時間労働者に係る事項に関する就業規則の作成・変更についての短時間労働者からの意見の聴取に努めなければなりません。
- 3 厚生労働大臣は、上記2のほか、事業主が講ずべき措置の適正かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めることとされています（「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」）。
- 4 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要と認めるときは、事業主に対し報告を求め、又は助言、指導もしくは勧告を行うことができます。
- 5 厚生労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図るための総合的援助機関を指定し、事業主等に対する給付金の支給、短時間労働者や事業主等に対する情報提供、相談援助等の業務を行わせることができます（現在、(財)21世紀職業財団が指定されています）。

※詳細は、<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-48.htm>

## 在宅ワークの健全な発展のために

パソコン等を活用し、自宅で自営的に行われる在宅ワークは、育児・介護期の方を中心に仕事と家庭の両立が可能な柔軟な働き方として広がっています。

在宅ワークを安心して行うことができるよう、次のような対策を推進しています。

▶契約条件の明示・適正化を図り、契約をめぐるトラブルを未然に防止するため、発注者等に対し、ガイドラインの周知啓発を図るとともに、在宅ワーカーに対する情報提供、相談への対応、セミナーの開催を行うほか、在宅ワーカーに必要な能力を自己診断するシステム等をインターネット上で公開する等各種支援対策を推進しています。

※ガイドライン <http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/zaitaku/index.htm>

※在宅ワーカー支援 Home Worker's Web <http://www.soho-portal.org/zaitaku/>

雇用均等室に寄せられる相談事例や調停事例の一部を御紹介します。

### 相談事例

**産前産後休業を請求したところ解雇を通告されたケース。**

社長に対し、産前産後休業を請求したところ、翌月末で解雇するとの通告を受けた女性労働者が、働き続けたいとして雇用均等室に相談しました。雇用均等室が会社を指導した結果、解雇は撤回され、女性労働者は産前産後休業、その後取得した育児休業の後職場復帰し、仕事を継続することができるようになりました。

### 調停事例

**一般職から総合職に転換したものの、男性と比べ低く格付けられているケース。**

一般職から総合職に転換したものの、男性と比べ低く格付けされているとして、昇格について雇用均等室へ調停の申請がありました。

機会均等調停会議において、転換後の育成、上位級への昇格に向けた支援についての調停案が示され、労使双方がこれを受諾し、支援についての取組が実行されることになりました。

### 相談事例

**会社にセクシュアルハラスメントの相談をしたが、何も対応してもらえなかったケース。**

上司による度重なる性的な冗談を苦痛に感じていた女性労働者が、人事部に上司のセクハラについて相談しましたが、まともに取り合ってもらえなかったため、雇用均等室に相談しました。

雇用均等室が会社へ指導した結果、会社は調査を行い、事実を認めた上司を厳重注意し、女性労働者に謝罪させるとともに、就業規則にセクハラ防止の方針を記載し、社員への周知啓発を行い、相談窓口を設置しました。

### 相談事例

**育児休業をとらせてもらえなかったケース。**

男性労働者が、妻が出産したため、子どもが1歳になるまでの育児休業を会社に申し出ましたが、これまで男性が育児休業を申し出たケースがないことを理由に、休業が認めてもらえなかったため、雇用均等室に相談しました。

雇用均等室が会社を指導した結果、育児休業を取得できるようになるとともに、会社は男性も育児休業の対象とした就業規則を規定し、社内に周知しました。

### 相談事例

**育児休業からの復職後、夜勤をしないならば退職するように言われたケース。**

育児休業から復職するに当たり、深夜に子どもの面倒を見る家族がいないため、今まで三交替制であった勤務のうち夜勤のシフトからは外してもらおうよう申し出たところ、会社から、夜勤をしないならば退職するようにと言われたため、雇用均等室に相談しました。

育児のための深夜業の制限の請求があった場合には深夜に労働させてはならないことについて雇用均等室が会社を指導した結果、夜勤をせずに勤務を続けられるようになりました。

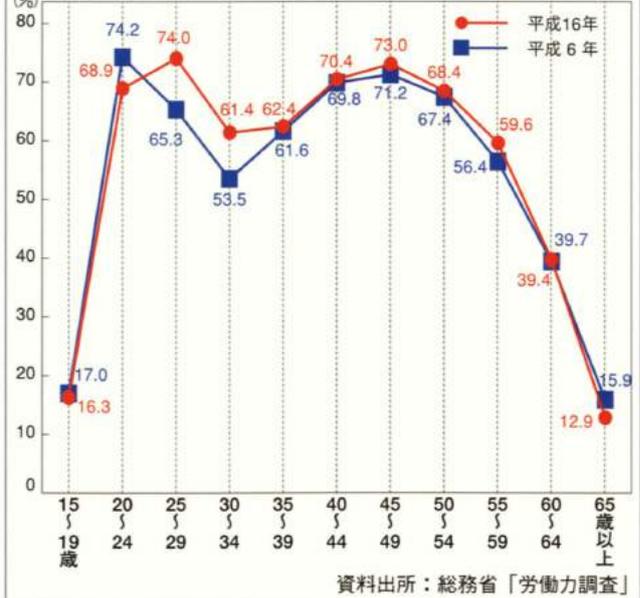
# (参考) 働く女性の状況

平成16年の女性雇用者数は2,203万人で、雇用者全体に占める女性の割合は41.1%となっています。また、結婚、出産期をはじめ各年齢層において働いている女性の割合が高まるとともに、勤続年数も長くなっています。さらに、専門的・技術的職業従事者など従来女性が少なかった職業への進出もみられます。

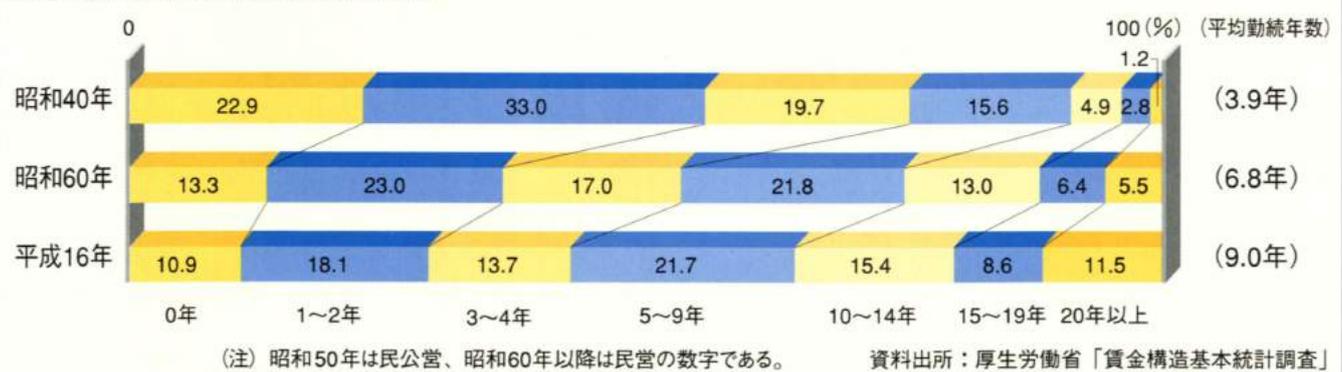
雇用者数の推移(全産業)



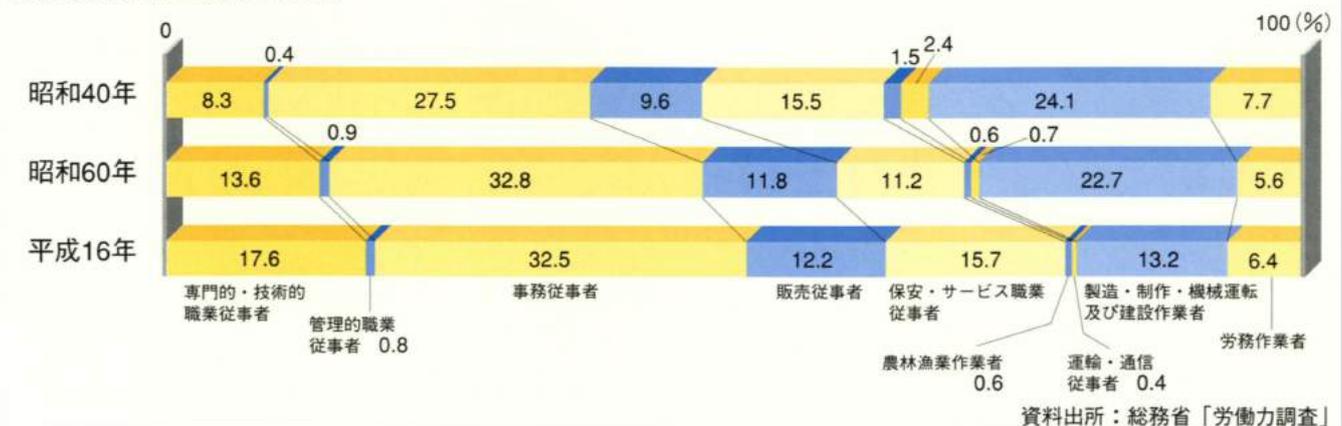
女性の年齢階級別労働力率割合



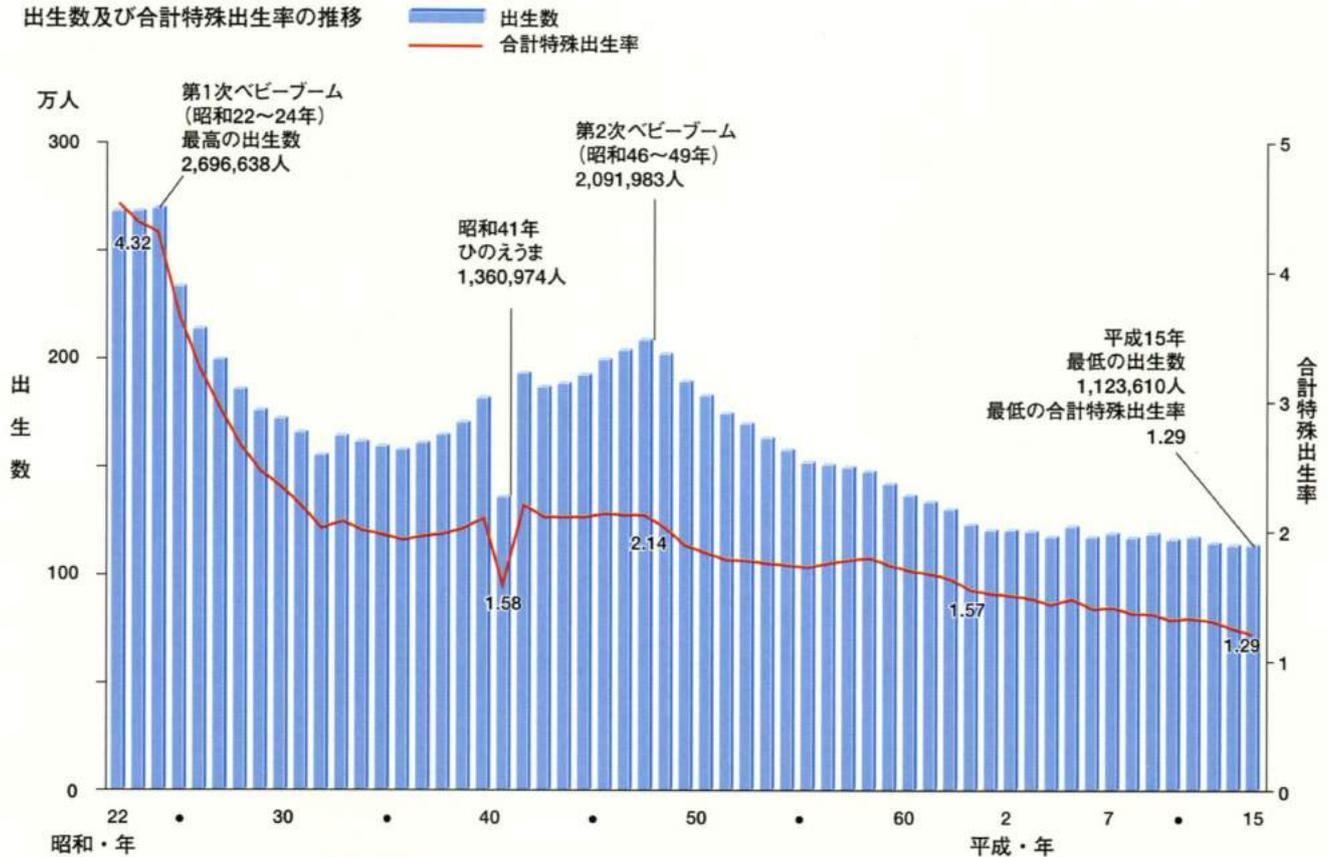
勤続年数階級別女性労働者構成比の推移



職業別女性雇用者構成比の推移



出生数及び合計特殊出生率の推移



資料: 厚生労働省「人口動態統計」合計特殊出生率: 15~49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

男女別育児休業取得率(%)

休業を開始した者の男女比			出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合
計	女性	男性		
100.0	97.1	2.9	73.1	0.44

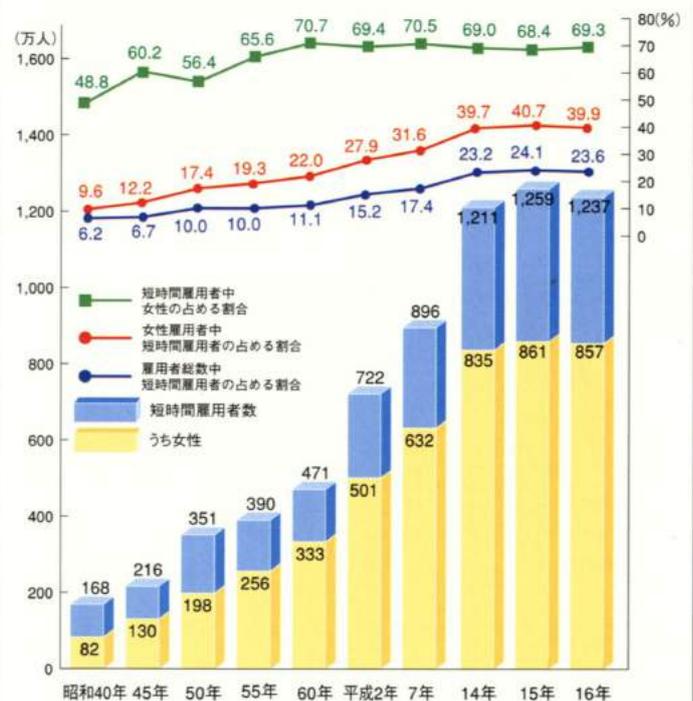
※ 全企業において、H14.4.1~H15.3.31間での1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む。)に占める、H15.10.1までの間に育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む)の割合  
(資料出所)厚生労働省「女性雇用管理基本調査」平成15年度

介護休業取得率(%)

休業を開始した者の男女比			常用労働者に占める介護休業取得者の割合
計	女性	男性	
100.0	66.2	33.8	0.05

※ 常用労働者に占めるH13.4.1~H14.3.31までに介護休業を開始した者の割合  
(資料出所)厚生労働省「女性雇用管理基本調査」平成14年度

短時間雇用者(週間就業時間35時間未満の者)数の推移-非農林業-



(注) 雇用者は休業者を除く  
 ・短時間雇用者中女性の占める割合 69.3%  
 ・女性雇用者中短時間雇用者の占める割合 39.9%  
 ・雇用者総数中短時間雇用者の占める割合 23.6%

資料出所: 総務省「労働力調査」

## 都道府県労働局雇用均等室所在地一覧

平成17年4月1日現在

都道府県	電話番号	FAX番号	郵便番号	所 在 地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青 森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩 手	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮 城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋 田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山 形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎
福 島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨 城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市北見町1番11号
栃 木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群 馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼 玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー16階
千 葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東 京	03-3818-8408	03-5689-5076	112-8581	文京区後楽2丁目5番1号 住友不動産飯田橋ファーストビル
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎
新 潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市川岸町1丁目56番地
富 山	076-432-2740	076-432-3959	930-8514	富山市桜橋通り2番25号 富山第一生命ビル2F
石 川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福 井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-0019	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山 梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長 野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐 阜	058-263-1220	058-263-1707	500-8842	岐阜市金町4丁目30番地 明治安田生命岐阜金町ビル
静 岡	054-252-5310	054-252-8216	420-0857	静岡市葵区御幸町4番1号 アーバンネット静岡ビル
愛 知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング
三 重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋 賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京 都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大 阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵 庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー
奈 良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-421-6157	073-421-6158	640-8583	和歌山市中之島1518番地 和歌山MIDビル
鳥 取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島 根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号
岡 山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広 島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山 口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳 島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香 川	087-831-3762	087-831-3759	760-0018	高松市天神前5番12号 香川労働局第3庁舎
愛 媛	089-935-5222	089-935-5223	790-0811	松山市本町2丁目1番7号 松山東京海上ビル
			790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎(平成17年7月移転予定)
高 知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田48番2号
福 岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎
佐 賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長 崎	095-844-4384	095-844-4423	852-8117	長崎市平野町22番40号 (株)九電工長崎支店ビル
熊 本	096-352-3865	096-352-3876	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎
大 分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル6階
宮 崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖 縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎

◆働く女性や女性の能力発揮のために取り組む企業のために、雇用均等・児童家庭局所管の法令、各種制度の情報について、インターネットで紹介しています。【ホームページアドレス】<http://www.mhlw.go.jp/>